

ID: 5388

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	用途地域内の用途外建築物の建築許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 48 条第 1 項～第 13 項 【準用】 第 87 条第 2 項及び第 3 項（用途変更）第 88 条第 2 項（遊戯施設等の工作物）		
法令番号			
【基準】	建築基準法第48条（用途地域等）の規定による		
標準処理期間	75日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日